

事 務 連 絡  
令和 8 年 1 月 9 日

各医療機関 開設者 殿

(令和 7 年 12 月 1 日時点でベースアップ評価料未届けの医療機関へ通知しています)

岡山県保健医療部医療推進課長

厚生労働省令和 7 年度補正予算「医療分野における賃上げ・物価上昇  
に対する支援」に関するお知らせ（重要）

保健医療行政の推進につきましては、平素よりご協力を賜り厚くお礼申し上げます。  
標記のことについて、令和 7 年 12 月 16 日に国の経済対策補正予算が成立し、厚生  
労働省において「医療分野における賃上げ・物価上昇に対する支援」が実施されること  
となりました。

このことについて、令和 7 年 12 月 24 日に都道府県向けの説明会が開催され、賃上  
げに対する補助については、令和 8 年 2 月 1 日時点でベースアップ評価料を届出済み  
の施設のみが対象となる方向性が示されています。

他の要件や補助金の交付申請受付時期は未定ですが、令和 8 年 1 月 30 日（金）ま  
でに、中国四国厚生局岡山事務所へベースアップ評価料の届出を行っていない医療機  
関は、賃上げに対する補助が受けられない可能性があることから、当該補助の申請意  
向がある医療施設及び訪問看護ステーションにおかれましては対応をお願いいたし  
ます。

## 記

### 1 支援を受けるために必要となるベースアップ評価料

下記のいずれかについて、令和 8 年 1 月 30 日（金）までの届出が必要と考えら  
れます。（この期日までに算定を開始しておくことまでは、現時点では求められてい  
ません。）

- ・ 0100 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）
- ・ P100 歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）
- ・ 0102 入院ベースアップ評価料（医科）
- ・ P102 入院ベースアップ評価料（歯科）
- ・ 訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）

## 2 今後の動きについて

厚生労働省の令和7年度経済対策補正に関する、岡山県の対応状況については、以下のホームページにおいて随時お知らせいたします。

厚生労働省「医療・介護等支援パッケージ」（令和7年度補正予算）に関する岡山県からのお知らせ

<https://www.pref.okayama.jp/page/1014620.html>

また、岡山県のメールマガジンにご登録いただきますと、当該支援事業に係る情報を含め県からの医療安全情報が届きます。

### 【メールマガジン登録方法】

メールマガジンの内容選択では、「医療安全情報等のお知らせ」を選択ください。

<https://www.pref.okayama.jp/template/cms/guide.html>



## 3 その他

ベースアップ評価料については、中国四国厚生局のホームページをご確認ください。

### 【医科・歯科】

[https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/chugokushikoku/shinsei/shido\\_kansa/shitei\\_kijun/tokukei\\_shinryo\\_r06.html](https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/chugokushikoku/shinsei/shido_kansa/shitei_kijun/tokukei_shinryo_r06.html)

### 【指定訪問看護ステーション】

[https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/chugokushikoku/shinsei/shido\\_kansa/kango\\_jigyo/kijun\\_r06.html](https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/chugokushikoku/shinsei/shido_kansa/kango_jigyo/kijun_r06.html)

### 【本事業に関する問合せ先】

岡山県保健医療部医療推進課医事班（是石）

TEL: (086) 226-7403

施策名: ア 医療分野における賃上げ・物価上昇に対する支援

令和7年度補正予算案 5,341億円

① 施策の目的

医療機関や薬局における従事者の処遇改善を支援するとともに、物価上昇の影響に対して支援することで、地域に必要な医療提供体制を確保する。

② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○								

③ 施策の概要

経済状況の変化等に対応するため、救急医療を担うといった医療機能の特性も踏まえつつ、診療に必要な経費に係る物価上昇への的確な対応や、物価を上回る賃上げの実現に向けた支援を行う。

(交付額) 医療従事者の処遇改善支援、診療に必要な経費に係る物価上昇対策の合計  
[補助率10/10]

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



- I 医療機関や薬局は都道府県に交付申請する際に申請に必要な内容を申請し、都道府県が当該内容を適当と認めれば国に所要額を交付申請
- II 国は都道府県に所要額を交付決定し、都道府県が医療機関や薬局に支給
- III 都道府県が国に実績報告を行い、国は交付額を確定して都道府県に通知

※ 病院に対しては国からの直接執行を予定

⑤ 施策の実施スケジュール

予算成立後、速やかに実施

⑥ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

医療機関や薬局の処遇改善・物価上昇への支援を行うことで、地域に必要な医療提供体制を確保する。

【○医療機関・薬局における賃上げ・物価上昇に対する支援】

施策名:ア 医療分野における賃上げ・物価上昇に対する支援【交付額】

<病院>

【基礎的支援】

1床あたり	支援額
賃金分	8.4万円
物価分	11.1万円(※)

※全身麻酔手術件数又は分娩取扱数（分娩取扱数にあつては3を乗じた数）が800件以上、2,000件以上の病院（救急車受入件数3000件未満に限る）にあつては、それぞれ1施設2,000万円、8,000万円を加算。救急加算との併給不可。

【救急に対応する病院への加算】

1施設あたり	救急車受入件数 1件以上1,000件 未満	救急車受入件数 1,000件以上	救急車受入件数 2,000件以上	救急車受入件数 3,000件以上	救急車受入件数 5,000件以上	救急車受入件数 7,000件以上
救急加算額	500万円	1,500万円	3,000万円	9,000万円	1.5億円	2億円

※1 三次救急病院については、救急受入件数が5,000件未満の場合、上記の各区分の加算を適用せず、1億円を加算する。5,000件以上の場合は、上記の各区分の加算額（1.5億円または2億円）とする。

※2 別途、病床数適正化支援、施設整備等支援及び産科・小児科支援や、食費・光熱費等に対して「重点支援地方交付金」による支援が行われる。

<有床診療所>

1床 あたり	支援額
賃金	7.2万円
物価	1.3万円
合計	8.5万円

<医科無床診療所・歯科診療所>

1施設 あたり	支援額	
	医科無床 診療所	歯科診療所
賃金	15.0万円	15.0万円
物価	17.0万円	17.0万円
合計	32.0万円	32.0万円

<保険薬局>

1施設 あたり	支援額 (1法人あたりの薬局数に応じて傾斜配分)		
	~5店舗	6~19店舗	20店舗~
賃金	14.5万円	10.5万円	7.0万円
物価	8.5万円	7.5万円	5.0万円
合計	23.0万円	18.0万円	12.0万円

<訪問看護ST>

1施設 あたり	支援額
賃金	22.8万円
物価	(介護より)
合計	22.8万円